

2022年度

★ News 『令和4年度税制改正大綱』のポイント



令和2年12月10日、自民・公明両党は『令和4年度税制改正大綱』を決定しました。「成長と分配の好循環」「コロナ後の新しい社会の開拓」を掲げる岸田内閣の税制改正ですが、脱酸素の実現など重要課題の方向性は不透明で、既存税制の修正が多い内容となっています。この税制改正大綱を基に、政府により税制改正法案が、来年1月召集の通常国会に提出されます。

＜『令和4年度税制改正大綱』の概要＞

■ 所得拡大促進税制 ＜中小企業の場合＞		賃上げ促進税制	教育訓練費の 対前年度増加率 10%以上
		法人税の税額控除率	
雇用者全体の給与総額の 対前年度増加率 1.5%以上	→	15%	→
雇用者全体の給与総額の 対前年度増加率 2.5%以上	→	15%+15%	→
			+10%

- 5G導入促進税制
 - ・高速通信規格「5G」通信網の整備を促す税制支援は、適用期限を3年延長する。
 - ・税額控除制度については令和4年4月1日から7年3月31日迄の、それぞれの期間に応じた控除率を設ける。

- 住宅ローン控除
 - ・控除率が、金融機関からの年末借入金残高の1%から0.7%に引き下げられる。
 - ・住宅ローン控除が適用できる所得要件が、合計所得金額3,000万円以下から2,000万円以下に引き下げられる。
 - ・省エネ基準などに適合しない住宅の借入限度額など、大幅に見直しが行われている。
- ※「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」の見直し
 - ・非課税限度額が、耐震性能・省エネ・バリアフリー等の良質な住宅で1,000万円、それ以外の住宅で500万円となり、現行より500万円ずつ下がる。

- 土地に係る固定資産税
 - ・新型コロナウイルス禍対策として、令和3年度に限り、地価が上昇しても前年と同じ税額に据え置く特例措置は、住宅地向けは予定どおり終了。
 - ・商業地は、税額の据え置きは止め、令和3年度の課税標準額に4年度の評価額の2.5%（現行は5%）を加算した額とする。

- 相続税・贈与税につき「相続時精算課税、暦年課税制度のあり方を見直す」との記載がある。
- 電子取引のデータ保存…円滑な移行のため保存義務者の保存要件について一定の経過措置。
- 納税者の記帳義務の不履行の程度に応じて、過少申告加算税を加重する仕組みを設ける。

☆ 当事務所の年末・年始の休業とさせていただきます。
 12月29日(水)～1月4日(火)
 12月28日(火)は、午前中みの業務とさせていただきます。
 よろしくお願ひ申し上げます。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9
 田中会計事務所 税理士 田中育雄
 TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>